

歴史的資産の保存活用の取組み

文化財とは

文化財は長い歴史の中で今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産であり、我が国の歴史、文化の正しい理解のために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上の基礎をなすものである。

- 国指定（根拠 文化財保護法）：国にとって歴史上や芸術上、学術上価値が高いものなど（文化財）のうち、重要なもの
- 道指定（根拠 北海道文化財保護条例）：道の区域内に所在する文化財のうち、国が指定するものを除き、北海道にとって重要なもの
- 市指定（根拠 札幌市文化財保護条例）：市内に所在する文化財のうち、国、道が指定するものを除き、札幌市にとって特に文化的価値が高いもの

札幌市の状況

【文化財の指定・登録状況】

		有形文化財		無形	民俗	記念物	計
		建造物	美術工芸品等			史跡・天然記念物	
指定	国	7	1	1	4	4	17
	北海道	2	0	0	2	0	4
	札幌市	3	1	0	5	2	11
	計	12	2	1	11	6	32
登録	国	25					25
	計	37	11	2	1	6	57

文化財に関する市の取組

■豊平館（国指定重要文化財）

平成 24 年度～27 年度に耐震改修工事を含む保存修理工事や附属棟を建築する活用整備工事を実施。平成 28 年 6 月リニューアルオープン。

■旧永山武四郎邸（道指定有形文化財）

歴史観光文化スポットとして保存活用することを目指し、平成 28 年度から 2 か年をかけて工事や展示の整備を実施。平成 30 年 6 月オープン予定。

■時計台（国指定重要文化財）

貴重な文化財として将来に継承していくとともに札幌全体の観光振興につなげるため、平成 30 年度に外部改修工事を実施する予定。

■文化財施設保全計画

札幌市所有の文化財施設について適切に保存し、次世代に継承していくための保全計画を策定し、計画的な改修工事を実施していく予定。

【札幌市の関連取組例】

札幌市景観計画

良好な景観は、そこに暮らしているすべての人たちの理解と様々な取組によって形成されるものであり、次の時代へと継承されていくべき市民共通の資産である。札幌の魅力を高めていくうえで、良好な景観を形成することが重要な課題の1つと捉え、市民・事業者・行政等が連携して持続的かつ計画的に良好な景観の形成に向けた取り組みを推進していくための計画。

さっぽろ・ふるさと文化百選

昭和 63 年に札幌市創建 120 年を記念し、北国の生活の息吹と開拓の労苦を伝える身近な近代遺産を再発見し、市民自らの手でこれを守り、後世に伝えていくことを目的として、市内の建物 46 件、遺跡 26 件、街並み 19 件、用具 5 件、まつり・行事など 4 件の計 100 点を選定したもの。

※現在 92 件が残存（移築、解体後一部復元を含む）

【国の取組例】

歴史文化基本構想

（参照：文化庁ホームページ）

- ・地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるもの。
- ・各地方公共団体が「歴史文化基本構想」において、文化財保護の基本的方針を定めること、さらに、文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための方針等を定めることにより、「歴史文化基本構想」が文化財保護に関するマスタープランとしての役割を果たすことが期待される。加えて、文化財を生かした地域づくりに資するものとして活用されることも期待される。